

大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市が設置する「大阪市市民活動総合ポータルサイト」(以下「サイト」という。)の運営に必要な事項及びサイトを利用して情報を発信するすべての利用者(以下「利用者」という。)が遵守すべき事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 サイトは、大阪市市民活動推進条例(平成18年大阪市条例第19号)(以下「条例」という。)の基本理念に基づき運営するものであり、大阪市における市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報についてインターネットを介して収集・発信することにより、市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体がこれらの情報を活用して団体の活動を円滑に進め、他の市民活動団体やその他の各種団体・企業(以下「企業等」という。)と連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の意義は、条例の例による。

(サイトの運営)

第4条 市民局長は、サイトの適切な運営を行うために、サイト運営責任者(以下「運営責任者」という。)を置く。

2 運営責任者は、連携促進担当課長の職にある者をもって充てる。

3 運営責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) サイトに掲載する情報の管理に関する事
- (2) サイトの利用登録に関する事
- (3) 利用登録団体の管理に関する事
- (4) その他サイトの運営に関する事

(登録の要件)

第5条 サイトの利用を登録する団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する団体であること
 - ア 大阪市内で活動を行う市民活動団体
 - イ 大阪市内で社会貢献活動を行う企業等
 - ウ 大阪市内に所在する行政機関又はまちづくりセンター(市民による自律的な地域運

営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的として、各区の委託により設置されている体制をいう。以下同じ。)

- (2) 団体の活動の目的が条例第2条第1号アからエに掲げる内容に該当しないこと
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)並びに暴力団及び暴力団員の統制下にある団体でないこと
- (4) 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) サイトに登録する自らの団体に関する情報を定期的に更新するなど、常に最新の情報を発信する意思を有していること
- (6) この要領の規定を遵守すること

(登録の申請)

第6条 サイトの利用登録を行おうとする団体(以下「登録希望団体」という。)は、大阪府市民活動総合ポータルサイト利用登録申請書(様式第1号)を運営責任者あてに提出しなければならない。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪府市民活動総合ポータルサイト利用登録団体概要書(様式第2号)
- (2) 団体の規約、会則又は定款
- (3) 団体の活動内容が分かる書類
- (4) その他運営責任者が必要と認める書類

3 前項第1号に掲げる書類は、記載すべき情報についてサイトを通じ運営責任者あてに送信することにより、添付を省略することができる。

4 各区長の認める地域活動協議会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人並びに大阪市内に所在する行政機関及びまちづくりセンターにあっては、第2項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(登録の決定及び通知)

第7条 運営責任者は、前条の申請について、第6条に規定する要件に適合すると認めるときは、登録団体として登録することを決定し、速やかにサイトにおいて公表する。

2 運営責任者は、前項の規定により登録したときは、大阪府市民活動総合ポータルサイト利用登録通知書(様式第3号)により、前項の規定により不適合となり登録しなかったときは、大阪府市民活動総合ポータルサイト利用非登録通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

(認証ID及びパスワード)

第8条 運営責任者は、登録団体に対し、認証ID及びパスワードを設定し、付与するもの

とする。

- 2 登録団体は、サイトへの情報の掲載及び更新を行う際は、前項の認証 ID 及びパスワードによりサイトにログインしたうえで行うものとする。
- 3 登録団体は、交付された認証 ID 及びパスワードを譲渡、名義変更及び売買等をしてはならない。
- 4 登録団体は、交付された認証 ID 及びパスワードを自らの責任でもって適切に管理するとともに、不正な使用をしてはならない。
- 5 登録団体は、交付された認証 ID 及びパスワードが第三者に使用されていることを知ったときは、直ちにサイト運営責任者にその旨を届け出て、運営責任者の指示に従わなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 登録団体は、大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録団体概要書の内容に変更があるときは、速やかにサイトに登録した情報を更新しなければならない。ただし、変更内容が団体名称、代表者及び団体所在地であるときは、大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録変更届(様式第5号)に、変更後の大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録団体概要書(様式第2号)を添えて、速やかにサイト運営責任者に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 運営責任者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する要件を失ったとき
- (2) 登録団体から登録抹消の申出があったとき
- (3) 登録団体と連絡が取れない、または登録団体がサイトへの情報の掲載または更新を1年以上行っていないと運営責任者が認めたとき
- (4) 第11条第2項に規定する情報をサイトに掲載し、かつ、運営責任者からの修正又は削除の指示に従わなかったとき
- (5) その他要領に定める事項に違反するなど、不正な行為があったと運営責任者が認めたとき

(団体が掲載する情報)

第11条 登録団体は、次の各号に掲げる自らの団体に関する情報をサイトに掲載することができる。

- (1) 団体の名称、所在地、活動目的その他団体の運営に関する情報
- (2) 団体の活動に係るボランティアの募集に関する情報

- (3) 団体が行うイベント、セミナーの参加者募集に関する情報
- (4) 団体が提供できる社会資源に関する情報
- (5) その他運営責任者が適切と認めた市民活動に関する情報

2 登録団体は、次の各号に掲げる情報をサイトに掲載してはならない。また、運営責任者はこれらに該当する情報がサイトに掲載されていることを発見したときは、速やかに修正または削除等の措置をとるものとする。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令に反するまたは法令に反する行為に結びつくおそれのある情報
- (3) 他の登録団体または第三者の著作権など、知的財産権を侵害する情報
- (4) 他の登録団体または第三者の人権、財産またはプライバシーを侵害する情報
- (5) 他の登録団体または第三者を誹謗または中傷する情報
- (6) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する内容の情報
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する内容の情報
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する内容の情報
- (9) サイトの運営を妨害する情報
- (10) 職員（雇用契約に基づき有給で雇用するものをいう。）の募集
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に定める通信販売または古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に定める古物営業に該当する情報
- (12) 掲載に関して本人の承諾を得ていない個人情報
- (13) 十分な透明性及び説明責任が確保されていない、募金等の募集や呼びかけに関する情報
- (14) その他運営責任者が不適切と認めた情報

（運営責任者による情報提供）

第 12 条 運営責任者は、次の各号に掲げる情報をサイトに掲載することができる。

- (1) 市民活動に役立つ助成金に関する情報
- (2) 各種団体や行政機関が行う市民活動に役立つ講座等に関する情報
- (3) 登録団体の紹介
- (4) 公的施設案内及び公的情報へのリンク
- (5) 登録案内及びサイト利用に関する案内
- (6) その他市民活動の活性化に資する情報

（情報の利用）

第 13 条 サイトに掲載された情報のうち第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 12 条第 2

号に掲げる情報については、オープンデータとして公開する。

(サイト運営の休止)

第 14 条 市民局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体の承諾を得ることなく、サイトの一部または全部を一時休止することができる。

- (1) サイトの保守、更新または停止の必要が生じたとき
- (2) 地震等の天災や火災、停電その他の非常事態によりサイト運営が困難となったとき
- (3) インターネットを通じた不正侵入等、緊急事態によりサイト運営が困難となったとき
- (4) その他、不測の事態によりサイトの管理運営上支障を及ぼすとき

(サイトの閉鎖)

第 15 条 市民局長は、一定の予告期間において、サイトを閉鎖することができる。

(免責)

第 16 条 運営責任者は、サイトの停止やサイトの情報提供が遅延、中断、停止または変更したことに起因して登録団体や第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとする。

- 2 運営責任者は、利用者がサイトの利用を通じて得た情報の正確性、特定の目的への適合性等への一切の責任を負わないものとする。
- 3 運営責任者は、登録団体の認証 ID 及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 運営責任者は、サイトに掲載された情報の消失または登録団体若しくはサイト利用者のコンピュータウイルス感染等による損害、その他サイトの利用に関連して登録団体またはサイト利用者に生じた損害について、これを賠償する義務を負わないものとする。
- 5 運営責任者は、サイトのサービスおよびコンテンツからリンクされている登録団体や第三者のウェブサイトやリソース内における規約や活動、及びこれらに起因するトラブルや損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 6 登録団体は、サイトを通じて提供される情報に関し登録団体と他の登録団体または第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えてはならない。

(業務の委託)

第 17 条 第 4 条第 3 項に掲げる業務のうち、次の各号に定める業務を事業者に委託することができる。

- (1) 第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条第 2 号に規定する申請、届出または書面の受付

- (2) 第7条に規定する審査、登録及び通知
- (3) 第8条第1項に規定する認証ID及びパスワードの設定及び付与
- (4) 第10条の規定により登録を取り消された団体に係るサイトへの登録情報の削除
- (5) 第11条第2項に規定する情報の修正又は削除の措置
- (6) 第12条各号に規定する情報のサイトへの掲載

2 委託事業者は、前項第2号の業務の実施にあたっては、毎月運営責任者にその状況を報告するものとする。

(禁止行為)

第18条 サイトを利用するものによっては、次の各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 法令等に反すること
- (3) 第三者の著作権、肖像権等を侵害する行為、又は第三者に不利益を与えること
- (4) サイトの運営を妨害すること
- (5) 営利を目的とすること
- (6) その他運営責任者が不適切と認めたこと

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市民局長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日において「大阪市市民活動総合ポータルサイト」に登録されている団体は、第7条第1項に定める登録団体とみなす。
- 3 この要領の施行日の前日において「大阪市市民活動推進事業団体登録要綱」に基づき登録を受けた団体については、平成29年6月30日までに当該団体から申出があった場合は第7条第1項に定める登録団体とみなす。

附 則

この改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成29年10月25日から施行する。

(様式第1号)

大阪市市民活動総合ポータルサイト 利用登録申請書

(サイト運営責任者)あて

		平成	年	月	日
団体名					
主たる事務所の所在地	〒				
ふりがな 代表者の役職・氏名					

大阪市市民活動総合ポータルサイトの利用登録について、次の書類を添えて申請します。

確認事項 (確認されましたら、 にチェックを入れてください。)

当団体は大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要領第5条に規定する登録の要件に該当しています。

(参考) 大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要領第5条

- 次のいずれかに該当する団体であること
 - 大阪市内で活動を行う市民活動団体
 - 大阪市内で社会貢献活動を行う企業等
 - 大阪市内に所在する行政機関又はまちづくりセンター
- 団体の活動の目的が条例第2条第1号アからエに掲げる内容に該当しないこと
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)並びに暴力団及び暴力団員の統制下にある団体でないこと
- 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- サイトに登録する自らの団体に関する情報を定期的に更新するなど、常に最新の情報を発信する意思を有していること
- この要領の規定を遵守すること

【添付書類】

- 1 大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録団体概要書(様式第2号)

申込みフォームを使用する場合は、添付は不要です。

- 2 団体の規約、会則、定款
- 3 団体の活動内容がわかる資料

各区長の認める地域活動協議会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、行政機関及びまちづくりセンターについては、2・3の添付を省略することができます。但し、各区等へ団体の規約や活動内容について確認させていただくことがあります。

大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録団体概要書(様式第2号)

1	希望ID				
2	E-Mail				
3	団体名	フリガナ			
		名称			
4	代表者名/連絡担当者名		代表者		連絡担当者
		フリガナ			
		お名前			
5	団体種別	(選択肢1)	選択番号	その他	
	選択肢一覧から1つ選択				
	裏面にあります (以下同じです)				
6	活動分野	(選択肢2)	選択番号		
	選択肢一覧から選択(複数可)				
7	設立目的(活動目的)				
8	主な活動				
9	主な活動エリア	(選択肢3)	選択番号		
	選択肢一覧から選択(複数可)				
10	設立年月日		年	月	日
					例:2015年4月1日(西暦)
11	団体所在地	〒			公開する ・ 公開しない
12	電話番号				公開する ・ 公開しない
13	FAX番号				公開する ・ 公開しない
14	一言メッセージ				
15	ウェブサイト	http://			
16	Facebook(URL)	https://			
17	Twitter(URL)	https://			

事務局記入欄

登録番号		登録ID		受付日	
		パスワード	備考	

大阪市市民活動総合ポータルサイト
利用登録団体選択一覧表

選択肢1 (団体種別)

以下から1つ選択

01	地域活動協議会
02	任意団体
03	NPO法人
04	認定NPO法人
05	社会福祉法人
06	一般社団法人
07	公益社団法人
08	一般財団法人
09	公益財団法人
10	学校法人
11	市民活動を応援する企業等
12	地域団体
13	医療法人
14	行政機関、まちづくりセンター
15	その他の団体

選択肢2 (活動分野)

以下から選択 (複数可)

01	高齢者
02	障がい者
03	子ども
04	健康づくり・医療
05	防災・安全・災害支援
06	教育・人権
07	雇用・社会生活・男女共同参画
08	国際協力・多文化共生
09	地域活性・まちづくり
10	文化・芸術・スポーツ
11	ICT・科学・環境
12	その他

選択肢3 (主な活動エリア)

以下から選択 (複数可)

01	北区	16	旭区
02	都島区	17	城東区
03	福島区	18	鶴見区
04	此花区	19	阿倍野区
05	中央区	20	住之江区
06	西区	21	住吉区
07	港区	22	東住吉区
08	大正区	23	平野区
09	天王寺区	24	西成区
10	浪速区	25	大阪市域
11	西淀川区	26	大阪府域
12	淀川区	27	関西圏域
13	東淀川区	28	国内
14	東成区	29	国外
15	生野区		

(様式第3号)

平成 年 月 日

様

(サイト運営責任者)

大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録について、登録したので、大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要領第7条第2項の規定により通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要領第9条の規定により、速やかに対処すること。

(様式第4号)

平成 年 月 日

様

(サイト運営責任者)

大阪市市民活動総合ポータルサイト利用非登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、大阪市市民活動総合ポータルサイト利用登録について、下記のとおり登録を行わないこととしたので、大阪市市民活動総合ポータルサイト管理運営要領第7条第2項の規定により通知します。

記

登録を行わない理由

(様式第5号)

大阪市市民活動総合ポータルサイト 利用登録変更届

(サイト運営責任者)あて

平成 年 月 日

団体名			
主たる 事務所の 所在地	〒		
代表者の 役職・氏名			
担当者の 氏名		担当者 連絡先	

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、大阪市市民活動総合ポータルサイト
利用登録団体概要書(様式第2号)を添えて、届け出ます。

変更内容	
変更理由	